



第7次 千代田町行財政改革大綱



平成29年4月
群馬県千代田町



I 行財政改革の必要性

1 これまでの取り組み

本町では、昭和60年に「第1次千代田町行政改革大綱」を策定して以来、その時々の町民ニーズや町の抱える課題に的確に対応していくため、数次にわたる行政改革大綱に基づき、改革を進めてまいりました。

前回の「第6次行政改革大綱」では、東日本大震災を受けて、「危機管理対策の推進」を新規項目として掲げ、町の防災体制の見直し・強化に取り組みました。また、「協働のまちづくり事業」を通して町民と共に行うまちづくりも着実に進んできています。

第6次千代田町行政改革大綱

【推進期間】
平成24年度～平成28年度

【主な実績】

- ①危機管理対策の推進…防災体制の強化
- ②行政マネジメントの改革…経営的視点による事業運営
- ③組織・機構の改革…組織・機構の見直し
- ④人財育成・管理の改革…人事管理体制の見直し
- ⑤協働のまちづくりの推進…行政への町民参加の推進 など

財政改革では、三位一体の改革による緊縮財政に対応するため、平成17年に「千代田町財政危機突破計画」を、平成23年にはさらなる取り組みを行うための「第二次千代田町財政危機突破計画」を策定し、行政コストの節減・合理化や財源確保といった財政健全化維持を推進してきたところです。

第二次千代田町財政危機突破計画

【推進期間】
平成23年度～平成28年度

【主な実績】

歳入…町税等の滞納額の縮減
使用料等の受益者負担の適正化

歳出…事務事業の徹底した見直し
民間委託等の推進
補助金の見直し など

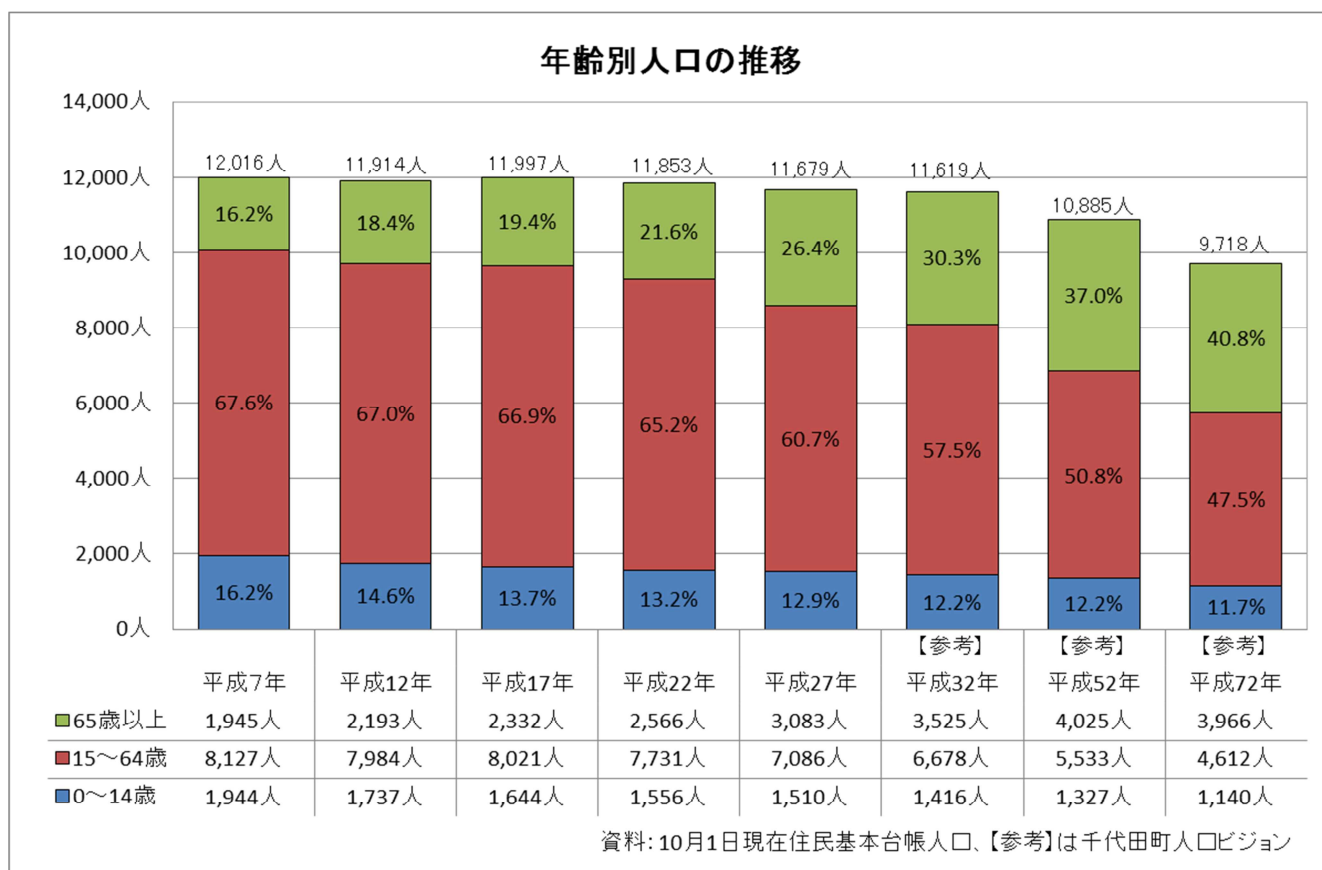
しかしながら、本町を取り巻く様々な環境の変化に適切に対応していくために、行政改革と財政改革を一体化し、改革の両輪とすることで、改革のスピードアップを図る必要があると考えられます。

そこで、本大綱では、「千代田町行政改革大綱」と「千代田町財政危機突破計画」を統合した「千代田町行財政改革大綱」として策定を行います。

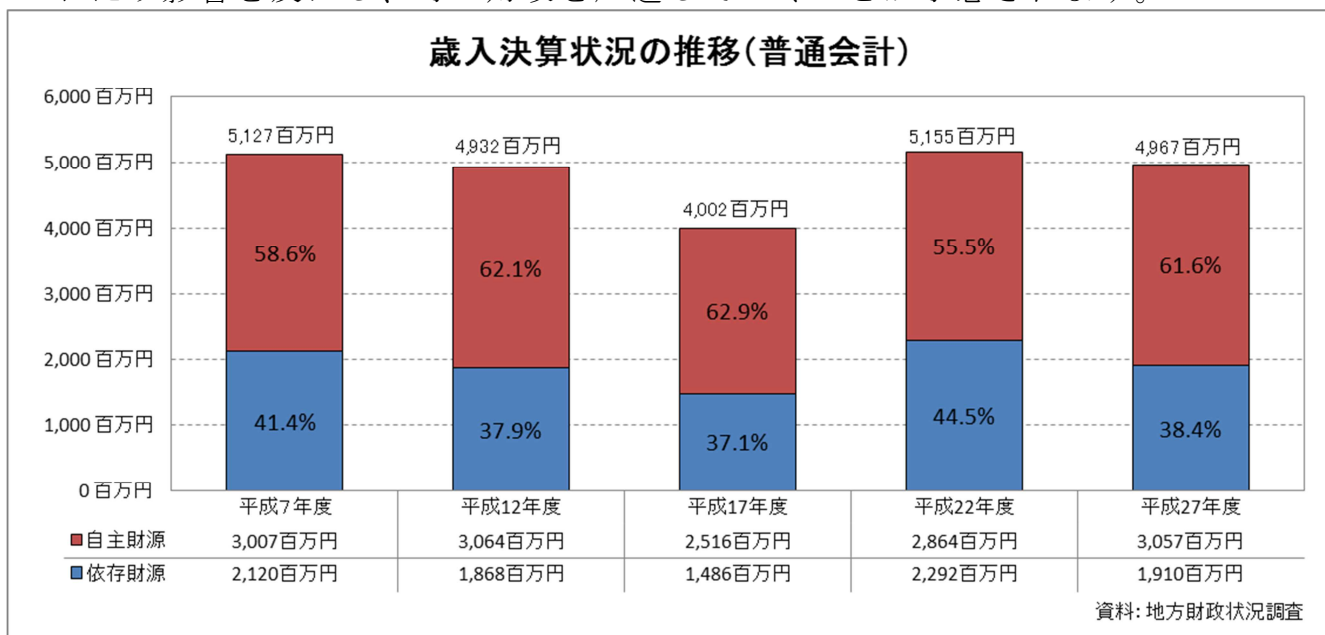
2 千代田町の現状

本町の人口については、平成7年頃をピークに、全体的な傾向として減少傾向にあります。また、人口を年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢人口（65歳以上）に分けて推移をみますと、年少人口は一貫して減少しており、高齢人口は一貫して増加しています。

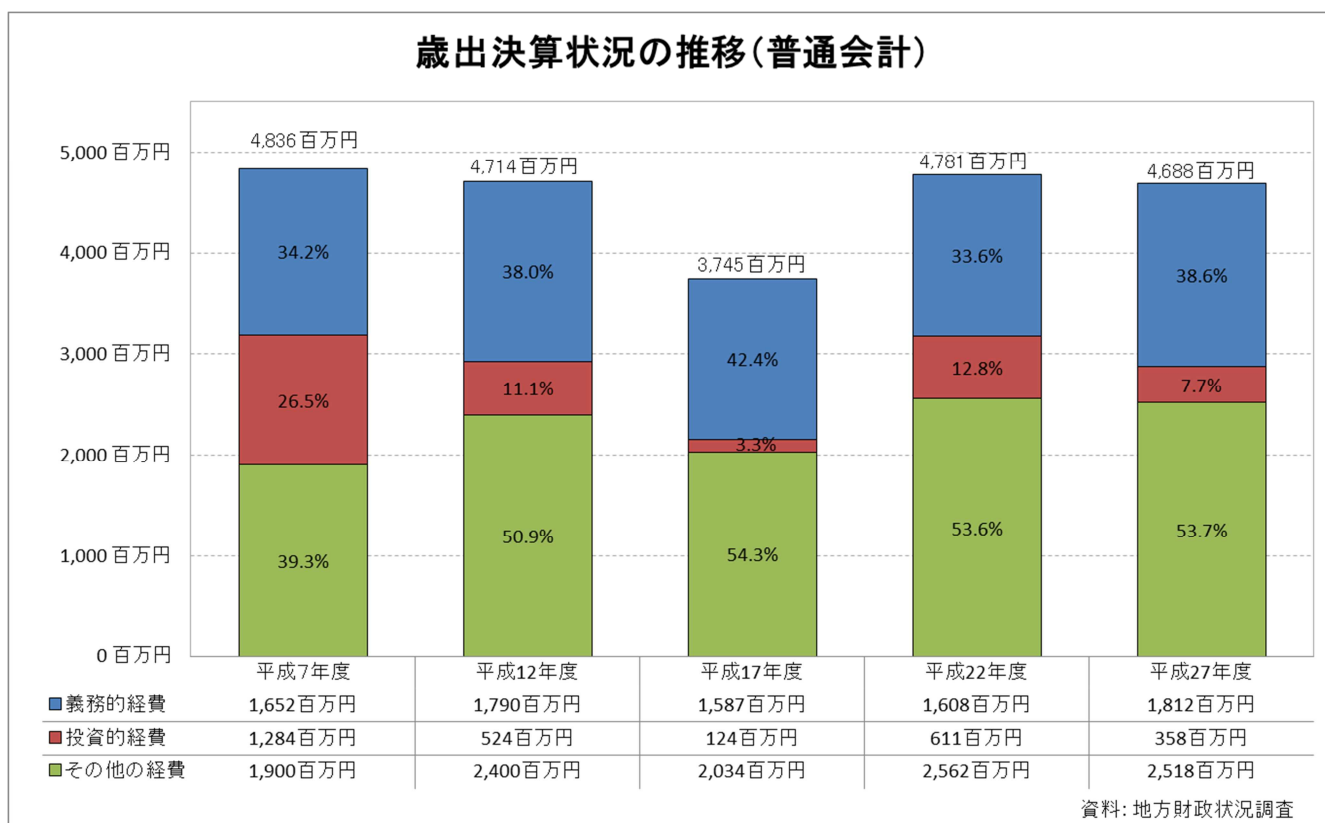
この傾向は、平成28年3月に策定した「千代田町人口ビジョン」において、将来人口として町独自に集計した平成32年以降の推計をみても変わることなく、今後も人口減少とともに少子高齢化が進むことが見込まれています。



また、人口減少による税収の減少は、地域経済や行政運営など様々な分野にわたり影響を及ぼし、町の財政を圧迫していくことが予想されます。



また、本町における歳出決算状況の推移をみると、義務的経費が増加しているのがわかります。その中でも、社会保障制度の一環として、町が児童福祉法や老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費は年々増加しており、今後も益々進む少子高齢化による増加が見込まれます。



3 行財政改革の目的

このような状況の中、多様化する町民ニーズや新たな行政課題に柔軟かつ的確に対応し、より良質な行政サービスを効率的に提供していくことができるよう、本大綱を策定し、総合的かつ計画的に改革に取り組むこととします。

本大綱では、これまでの本町の行政改革の経緯と実情を踏まえ、行政コストの節減はもちろん、行政運営の仕組みや職員の意識改革に積極的に取り組み、質の高いサービスの提供を目指します。

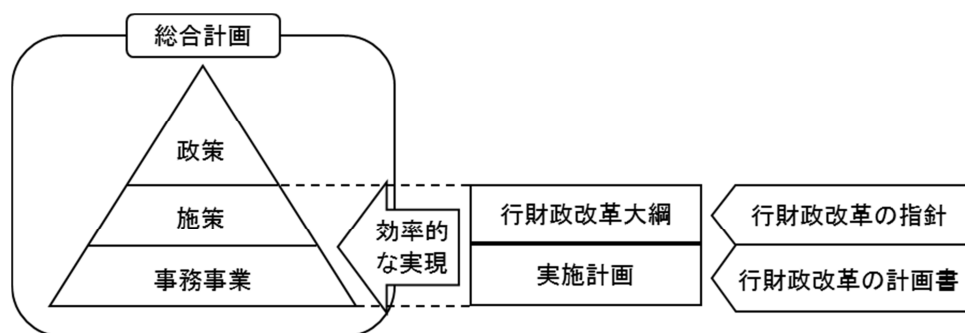
また、単に庁内の改革にとどまらず、町民参画を推進するとともに自立した行政経営の実現に向け、積極的に改革に取り組んでいきます。

そして、人口減少対策に積極的に取り組みとともに、財政の健全化を図りながら、町民が安全で安心して暮らすことのできる、住みよいまちづくりにスピード感を持って取り組んでいきます。

4 行財政改革大綱の位置付け

行財政改革は、町政の理念や政策目標である「総合計画」を最も効率的かつ効果的に実現するために必要な制度、施策、組織、業務運営の改革を行うものであり、大綱を中心とした主要計画によって実施します。

本大綱と町の主要計画との関係



II 基本方針

1 行財政改革の目標

本大綱では、「町民サービスの向上と町民参加の推進」、「人財の育成と職員の意識改革」、「持続可能な財政運営の確立」の3つの柱の方針を定め、行財政改革に取り組んでいきます。

第1の柱 町民サービスの向上と町民参加の推進

役場は、町民にとって最も身近な行政機関です。近年、その運営も経営的視点を取り入れた合理性や利便性が求められるようになり、単にサービスを提供するだけでなく、その質の向上や手続きの簡素化も期待されています。また、地域の課題や町民ニーズを的確に把握し対処していくためには、町民と行政とが互いにパートナーシップをとり、連携してまちづくりを進めていくことが必要となっています。そこで、町では、町民サービスの向上とともに、町民が行政に参加する機会を積極的に増やすことで、町民と共に築くまちづくりを推進します。

第2の柱 人財の育成と職員の意識改革

最良なサービス提供のためには、職員一人ひとりが目的意識を持って職務にあたる必要があります。そこで、町では職員研修のみならず、人事評価制度等、総合的かつ長期的観点から改革に取り組み、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できる組織の見直しを行うことで、組織力の向上を図ります。

第3の柱 持続可能な財政運営の確立

少子高齢化による社会保障費の増加や公共施設の維持補修費の増加など、財政需要は年々大きくなる一方で、町の財政状況はますます厳しいものとなっていきます。しかしながら、本来、行政活動に必要な財源は自ら徴収する町税等で賄うことが理想とされています。このような地方自治の観点に基づき、町税を始めとする収入源の確保と、限りある財源を効果的に活用するため経費の節減を徹底し、将来にわたり持続可能な財政運営の確立を目指します。

2 推進期間

本大綱の実施期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。

Ⅲ 行財政改革の3つの柱

1 町民サービスの向上と町民参加の推進

(1) 町民サービスの向上

町民ニーズを把握しサービス内容の検討を行うことで、窓口や公共施設等における町民の利便性と行政運営の効率性、双方の向上に取り組みます。また、町が行う各種イベント内容を見直すことで、町内外の方々がより参加したくなるイベントの開催を目指します。

(2) 行政への町民参加の推進

行政への町民参加を促すため、広報・広聴の充実により情報を広く町民へ発信し、公正で透明性の高い行政運営を目指します。町民と行政とが一層の信頼関係を築き、町民参加の機会を拡大し協働で課題に取り組むことによって、よりきめ細やかな対応が図られることを目指します。

2 人財の育成と職員の意識改革

(1) 人財育成の推進

階層別職員研修の充実、専門研修等の強化を図るとともに、人事評価制度の効率的な運用により、高い識見を備えた人財の育成を推進します。また、変化する社会情勢に合わせ、行政サービスの需要を見据えながら、迅速かつ的確に対応できるよう、定員管理の適正化を図ります。

(2) 職員の意識改革の促進

職員一人ひとりの意識改革を行うことで、組織全体として、前例や固定観念にとらわれず、柔軟な思考と行動力を持って業務に取り組むことができる、意欲あふれる職場環境となることを目指します。また、変動する社会情勢や町民ニーズに柔軟に対応できる組織機構を検討していきます。

3 持続可能な財政運営の確立

(1) 収納率の向上

町税は、町にとって最も重要な財源です。税負担の公平性の確保のため、滞納整理の強化に取り組むとともに、滞納者への町民サービス制限の拡充を検討するなど、収納率向上を促進します。

(2) 自主財源の確保

ふるさと納税制度の促進や企業誘致の推進など、積極的に町をアピールすることで更なる財源の確保を図ります。また、受益者負担の適正化を図る観点から、定期的に施設使用料の見直しを実施します。

(3) 経費の節減・合理化

厳しい財政状況の中で、安定した行政サービスを行うためには計画的な予算配分が重要となります。サービスの低下につながらないよう、事業の必要度と妥当性を見極め、職員一人ひとりがコスト意識を持って経費の節減に取り組みます。

【参考】 3つの柱と取組項目

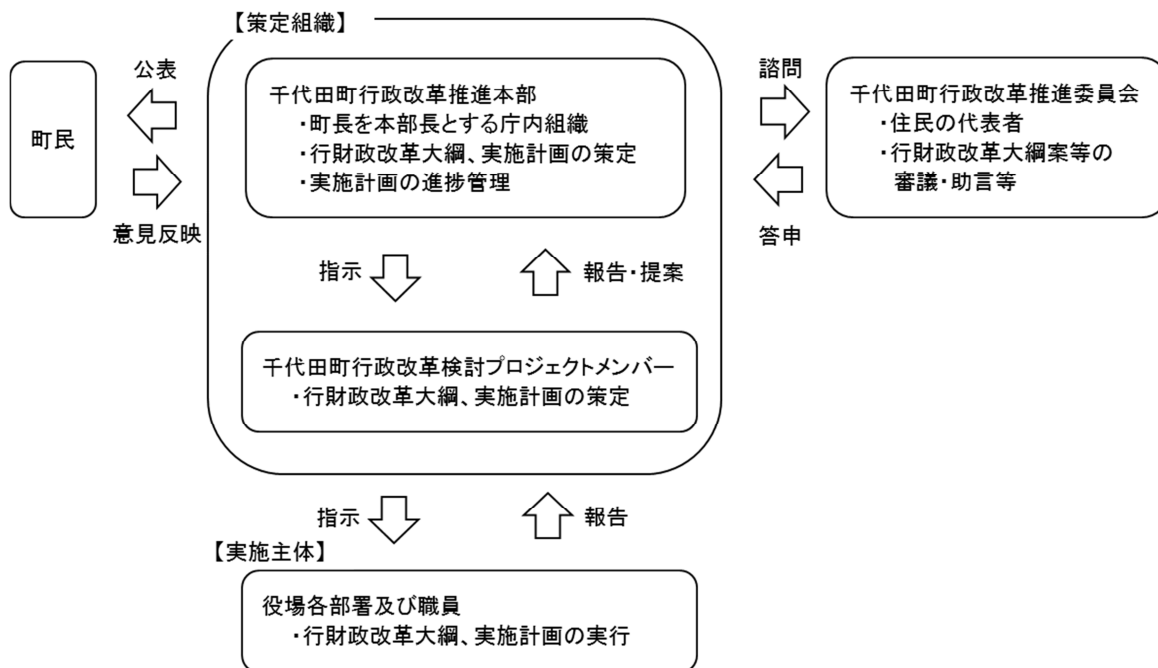
3つの柱	取組項目	
1 町民サービスの向上と町民参加の推進	(1) 町民サービスの向上	1 窓口業務及び公共施設等における町民サービス向上
		2 町税等の納付機会の拡大
		3 各種イベント内容の見直し
	(2) 行政への町民参加の推進	4 広報・広聴の充実
		5 協働のまちづくり事業の推進
		6 自主防災組織結成の促進
		7 ごみの減量化・資源化の推進
2 人財の育成と職員の意識改革	(1) 人財育成の推進	8 職員研修の充実強化
		9 人事評価制度の効率的な運用
		10 定員管理の適正化
	(2) 職員の意識改革の促進	11 職員の意識改革の促進
		12 女性職員の積極的登用
		13 職員の人事交流
		14 組織体制の見直し
3 持続可能な財政運営の確立	(1) 収納率の向上	15 収納率向上の促進
		16 滞納整理対策の連携強化
		17 町民サービスの制限の拡充
		ー 町税等の納付機会の拡大(再掲)
	(2) 自主財源の確保	18 ふるさと納税制度の促進
		19 施設使用料の見直しの検討
		20 企業誘致の推進
		21 新たな財源確保の検討
	(3) 経費の節減・合理化	22 補助金・助成金・交付金等の見直し
		23 経常経費の節減
		24 公共施設マネジメントの推進

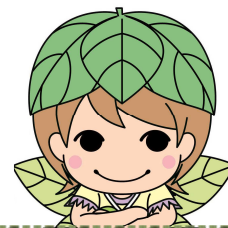
IV 行財政改革の推進方法及び推進組織

進行管理は、町長を本部長とする「千代田町行政改革推進本部」のもと、目標達成に向けて全庁的に取り組んでいきます。

実施計画については、年度ごとに進捗状況を管理し、取りまとめ結果を広報紙・ホームページ等を通じて広く町民へ公表します。

推進体系図





第7次千代田町行財政改革大綱

策定 平成 29 年 4 月
編集 千代田町役場 総務課

〒370-0598
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
電話：0276-86-2111(代表)
ホームページ：http://www.town.chiyoda.gunma.jp/
E-Mail：soumu@town.chiyoda.gunma.jp